

## 実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の普及促進を図ること
--------------	----------------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

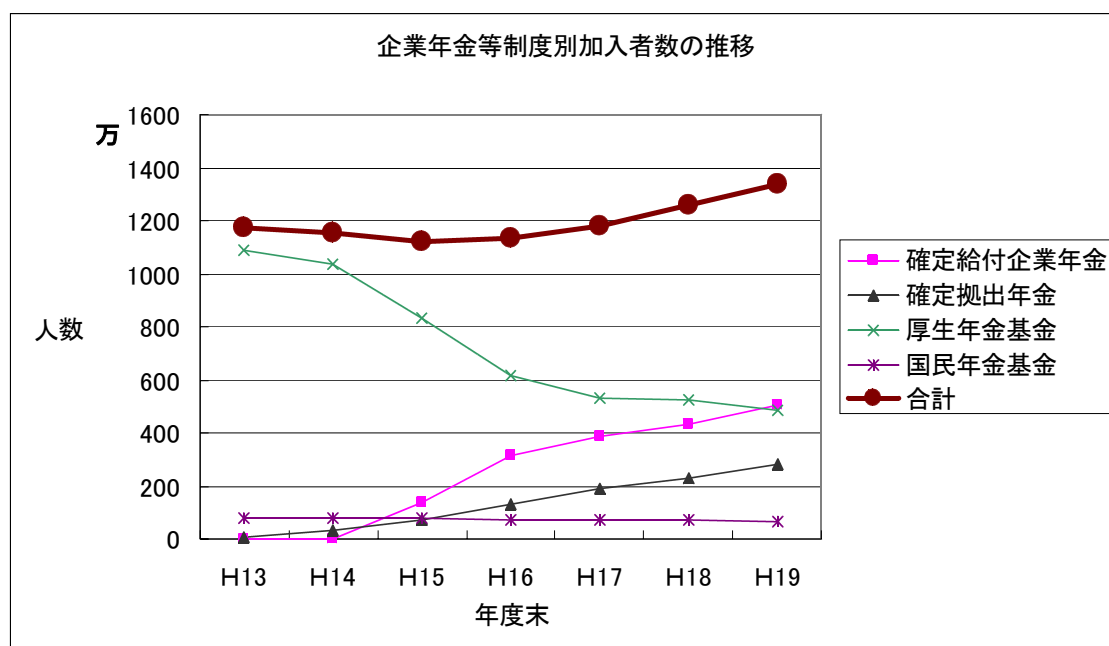
基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	1	老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること
施策目標	1-2	公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の普及促進を図ること
個別目標1		企業年金等の普及促進を図ること
(主な事務事業) ・ 企業年金等普及促進事業		
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。		
2 根拠法令等 ○確定拠出年金法（平成13年法律第88号） ○確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）等		
主管部局・課室	年金局企業年金国民年金基金課	
関係部局・課室	年金局総務課	

## 2. 現状分析

国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金などの私的年金は創設以来順調に規模を拡大し、企業年金などにカバーされる国民の割合も増加してきた。厚生年金基金は昭和41年の創設以来、平成7年度末には1,878基金が設立されるに至った。また、国民年金基金は、平成3年の制度開始以来、平成13年度末には加入者数が約79万人に達している。このような公的年金に上乗せされる年金制度の普及の背景には、掛金、給付に係る税制上の特例措置が大きな役割を果たしてきたと考えられる。

しかし、厳しい経済環境に伴う運用利回りの低下や、成熟度（受給者数／加入者数）の上昇等により、年金財政が悪化し、掛金の追加負担が困難となる基金が現れたこと、また、確定給付企業年金法の施行に伴い、基金の代行部分を国へ返上し、上乗せ部分のみで確定給付型の企業年金を継続すること（代行返上）が可能になったこと等により、平成13年度より代行返上、解散が進んだが、近年は単独型・連合型の代行返上及び解散がほぼ落ち着いたこともあり、減少に歯止めがかかっている。

一方、平成13年度及び平成14年度に導入された確定拠出年金及び確定給付企業年金は、平成24年3月末で廃止される税制適格退職年金からの移行等により、着実に普及しているところである。（別添1、2）



資料 信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」及び厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値により作成

### 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準／達成時期)

※【 】内は、目標達成率 (実績値／達成水準)

	H15	H16	H17	H18	H19
1 企業年金等の加入者数 (単位：万人) (1400万人以上／平成23年度)	1,123	1,134	1,160	1,261	1,336

(調査名・資料出所、備考)

・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成19年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。

※企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。

施策目標の評価

【有効性の観点】

確定給付企業年金及び確定拠出年金は、制度創設以来順調に普及しており (平成19年度末の確定給付企業年金の実施件数は前年度末の約1.6倍と大幅に増加。また、平成19年度末の確定拠出年金 (企業型) の実施件数と確定拠出年金 (個人型) の加入員数は、それぞれ前年度末の約1.2倍と約1.16倍に増加)、これには、厚生年金基金における代行返上の導入 (確定給付企業年金への移行) や、税制上の優遇措置等が大きな役割を果たしていると考えられる。また、平成16年年金制度改正において、確定拠出年金の充実 (拠出限度額の引上げ、中途引出し要件の緩和等)、企業年金のポータビリティの確保 (年金通算措置) 等の措置が講じられたことにより (別添3、4)、各制度の利便性が高まったことも要因として挙げられる。

また、平成19年7月に、規約型確定給付企業年金におけるモデル規約例や事務処理マニュアルを提示したことは、制度設立時に必要となる規約の策定手続きの簡素化や、申請から認可・承認までの審査の手続きの合理化・簡素化を図り、事業主が円滑に確定給付企業年金を導入することにつながると考えられる。

平成20年度税制改正大綱を経て、企業年金の積立金に対する特別法人税の課税停止措置が3年間延長されたこと (平成22年度末まで) は、企業年金の健全な運営の確保及び

普及の促進に資するものとなっている。

【効率性の観点】

加入者や事業主のニーズに応え得る様々なタイプの制度の選択肢が存在すること及び加入者や事業主の利便性を高めることは、公的年金に上乘せされる年金制度を普及させるための重要な条件である。

また、企業年金制度に係る税制上の優遇措置として、確定給付企業年金及び確定拠出年金については、掛金の損金算入、給付への公的年金等控除の適用等、厚生年金基金及び国民年金基金については、掛金への社会保険料控除の適用、給付への公的年金等控除の適用等が講じられており、老後の備えに対する民間の自主的な努力を側面から支援するものであり、効率的であるといえる。

【総合的な評価】

確定給付企業年金及び確定拠出年金は、制度創設以来順調に普及しており、これには、税制上の優遇措置や、事業主や加入者の利便性を高めるための制度改正等の措置が大きな役割を果たしており、「公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の適正な運営を図ること」、ひいては「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」という施策目標の達成に向けて進展があったと考えられる。また、税制適格退職年金の平成24年3月末の廃止を控え、老後の所得保障の多様なニーズに応えるため、その役割はますます大きくなると考えられる。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
企業年金等の普及促進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	企業年金等の加入者数(単位:万人) (1400万人以上/平成23年度)	1,123	1,134	1,160	1,261	1,336
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、信託協会・生命保険協会・全国共済農業協同組合連合会「企業年金の受託状況」によるが、平成19年度の数値は、年金局企業年金国民年金基金課調べによる推計値である。 ※企業年金等とは、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、国民年金基金を指す。						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
確定給付企業年金及び確定拠出年金は、制度創設以来順調に普及しており、厚生年金基金、国民年金基金とともに、加入者や事業主の多様なニーズに応え得る選択肢を提供している。確定拠出年金連絡会議等を利用した周知活動等の普及促進策や、税制上の優遇措置、平成16年年金制度改正における確定拠出年金の拠出限度額の引上げや手続の簡素化、企業年金のポータビリティの確保等の改正が事業主や加入者の利便性の向上に大きな役割を果たしている。 また、企業年金制度に係る税制優遇措置として、事業主が拠出する掛金の損金算入や年金給付への公的年金等控除の適用など企業年金制度に対する税制上の優遇措置は普及に大きな役割を果たしており、特に平成20年度与党税制改正大綱で決定された企業年金の積立金に対する特別法人税の課税停止措置の3年間の延長(平成22年度末まで)は、企業年金制度の健全な運営を確保するとともに、その普及を促進するために有効なものであると考えられる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名: 企業年金等普及促進事業						
平成19年度	2,356百万円(補助割合:[国10/10][ / ][ / ])					
予算額	一般会計 年金特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体	本省 厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所					

都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 <input type="checkbox"/> その他 (特別の法律により設立される法人、特別民間法人)
概要：企業年金等の普及促進に向けて、企業年金等の制度見直しにかかる調査・検討、地方厚生局等への説明会・意見交換、統計情報の集計、広報、企業年金連合会及び国民年金基金連合会への事務費補助等を行う。

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 95% (目標達成率を算定できない場合、その理由)
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) <input checked="" type="checkbox"/> ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 <input type="checkbox"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 目標達成に向け引き続き努力する。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討  (個別目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (理由)

## 6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) ・特になし ②各種政府決定との関係及び遵守状況 ・「規制改革推進のための3カ年計画」(平成19年6月22日閣議決定) ・「規制改革推進のための3カ年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定) ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 ・特になし ④会計検査院による指摘 ・特になし ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 ・平成18年10月に厚生労働省年金局長の下に設置された企業年金研究会において、確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度を中心に企業年金制度の施行状況の検証が行われ、平成19年7月に「企業年金制度の施行状況の検証結果」 <sup>*1</sup> (注)が取りまとめられた。
---

## 7. 本評価書に関連する他の実績評価書

特になし
------

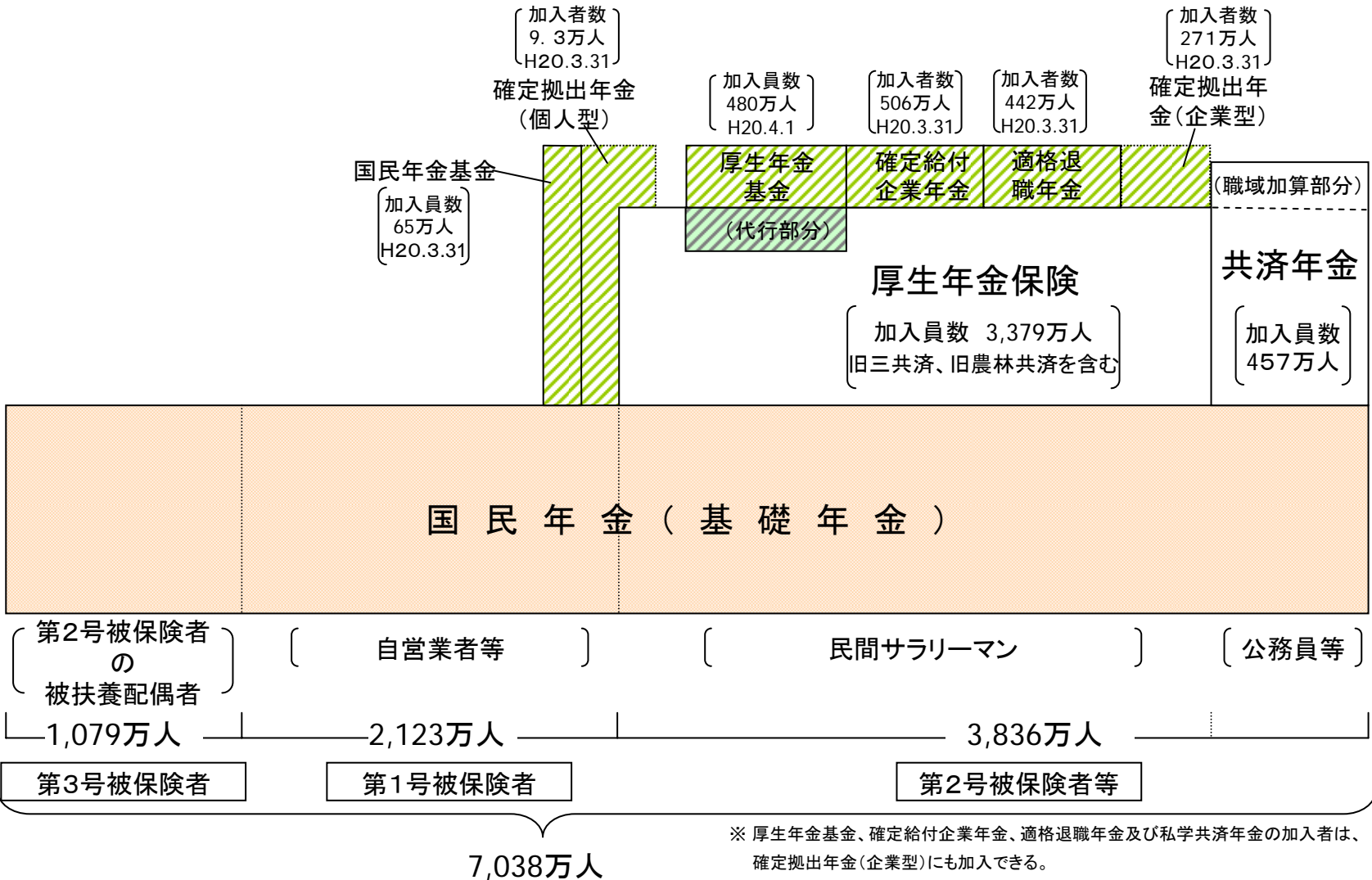
\*1 「企業年金制度の施行状況の検証結果」

URL:<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/07/tp0713-1.html>

# 年金制度の体系

別添1

(数値は、注釈のない限り平成19年3月末)



- ※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
- ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
- ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
- ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

## 企業年金制度等

企業年金制度及び自営業者を対象とする国民年金基金制度は、公的年金を補完し、より豊かな老後生活に備えることを目的とするものです。我が国の企業年金制度には、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度等があります。

### 厚生年金基金制度

厚生年金基金制度は、我が国の企業年金の中核をなす制度であり、国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行給付）とともに、企業の実情に応じて独自の上乗せ給付（プラスアルファ給付）を行うことにより、従業員により手厚い老後保障を行うことを目的として、昭和 41 年に発足しました。

その後、生活水準の向上や経済・投資環境の変化などを踏まえ、制度の充実・改善が図られてきましたが、平成 15 年 9 月からは、確定給付企業年金法の制定により、代行部分を国に返し（代行返上）、確定給付企業年金へ移行することも認められるようになっていきます。

### 確定給付企業年金制度

確定給付企業年金制度は、厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乗せの年金給付のみを行う仕組みです。

厚生年金基金制度は、代行給付があるために終身年金を原則とする等の制約があり、また、近年の資産運用環境の悪化等により財政状況が大変厳しいものとなったことから、代行を行わず、労使の合意で柔軟な設計を行うことができる企業年金制度の創設の要望が寄せられていました。

そこで、労使の自主性を尊重しつつ、受給権の保護等を確保した企業年金制度として、平成 14 年 4 月に本制度が新たに導入されました。

### 確定拠出年金制度

確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定される仕組みです。

これまでの確定給付型の企業年金は、中小零細企業や自営業者に十分に普及していないことや、転職時の年金資産の移換が不十分であること等の問題が指摘されていました。これらの問題に対処するため、平成 13 年 10 月に本制度が新たに導入されました。

### 国民年金基金制度

国民年金基金制度は、自営業者等の国民年金第 1 号被保険者が、基礎年金に加え、所得等に応じて加入口数や給付の型を自らが選択することにより、老後の所得保障の充実を図ることを目的とした制度です。

サラリーマンには、厚生年金保険、厚生年金基金等の基礎年金の上乗せの制度があるのに対し、自営業者等の国民年金第 1 号被保険者については、基礎年金のみであったことから、基礎年金の上乗せの年金制度として、平成 3 年に導入されました。

企業年金の充実・安定化を図るため、

- ① 免除保険料率の凍結解除、解散時の特例措置(3年間の時限措置)など厚生年金基金の安定化
- ② 拠出限度額の引上げや中途引出しの要件緩和など確定拠出年金の充実
- ③ 企業年金のポータビリティの確保(年金通算措置)の措置を講じます。

## 厚生年金基金の免除保険料<sup>※</sup>率の凍結解除

(平成17年4月実施)

○平成12年改正では、経済情勢等を踏まえ、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、これに連動し、免除保険料率も凍結しました。



○今回、この凍結を解除し、直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利率の見直しに基づいて見直し、設定します。

現行: 平均2.8%(下限2.4%~上限3.0%)

→ 見込み: 平均3.7から3.8%程度(下限2.4%~上限5.0%)

※ 免除保険料とは、厚生年金基金が行う厚生年金の代行部分の給付に必要なものとして、国に納めることが免除される保険料のことです。免除された分は、厚生年金基金に代行部分の原資として納められます。

## 厚生年金基金の解散の特例措置

(平成17年4月実施)

### <分割納付>

○解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、納付計画の承認を受けた上で、不足分の分割納付を認めることとします。(原則5年以内。不足分には、厚生年金本体の運用利回り実績で付利)

### <納付額の特例>

○一定の要件を満たす厚生年金基金については、仮にその基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していたならば本体で形成されていた積立金(その基金の資産額がこれを上回る場合には現有資産額)を納付額とすることを認めることとします。

(参考) 特例措置の期限

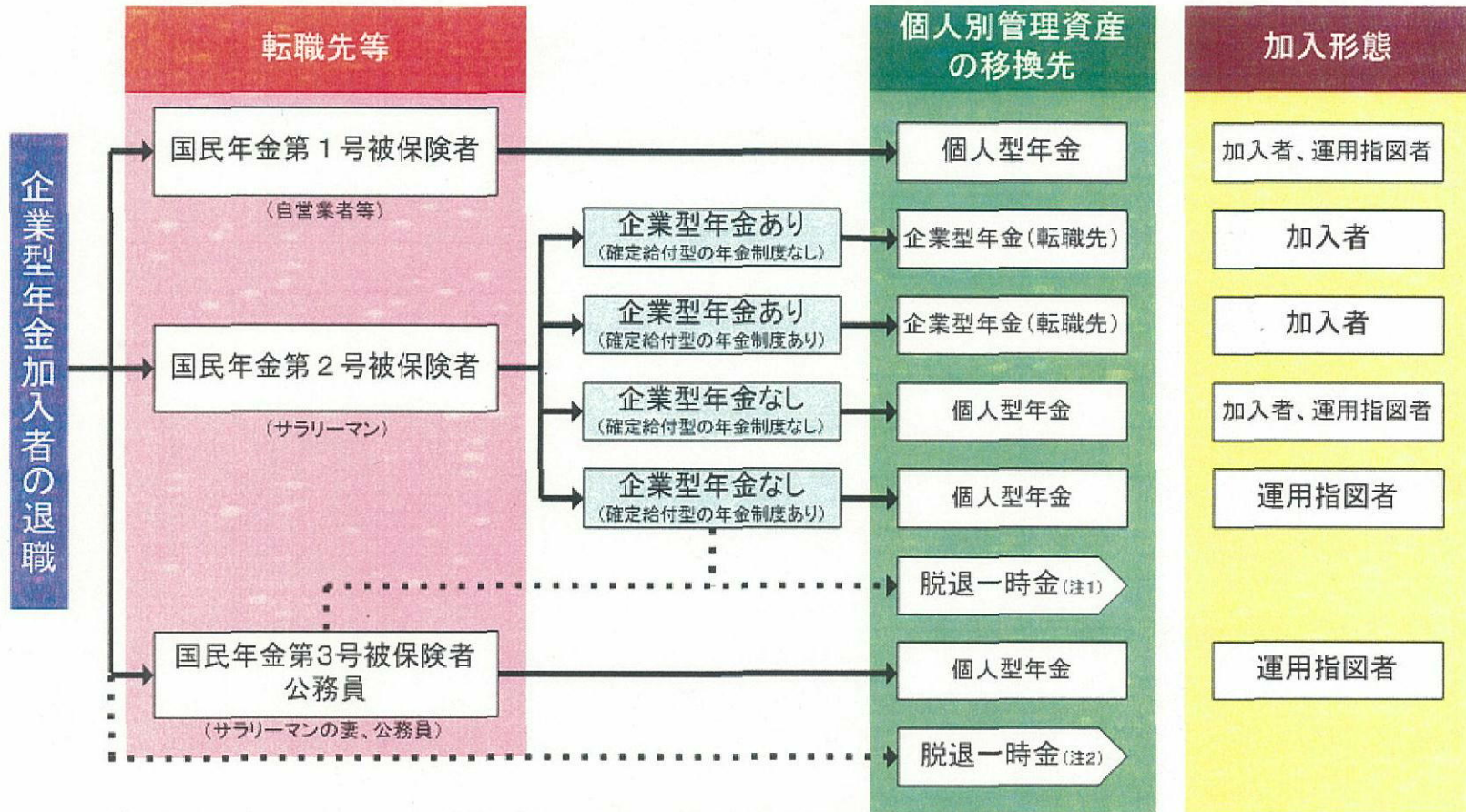
本特例措置は、3力年の時限措置(施行から3年以内の申請)とします。





## ■ 確定拠出年金間のポータビリティ

- 企業型年金加入者だった者が、転職した先の企業の企業型年金加入者となった場合には企業型年金へ、国民年金の第1号被保険者となった場合には個人型年金へ資産を移換する必要があります。
- 転職した先の企業に企業型年金がない場合は、個人型年金へ資産を移換する必要があります。ただし、転職先の確定給付型の年金制度の加入者となった場合は、個人型年金運用指図者（掛金を拠出せず、運用の指図のみ行う者）となります。
- 国民年金の第3号被保険者となった場合や公務員になった場合などは、個人型年金運用指図者となります。

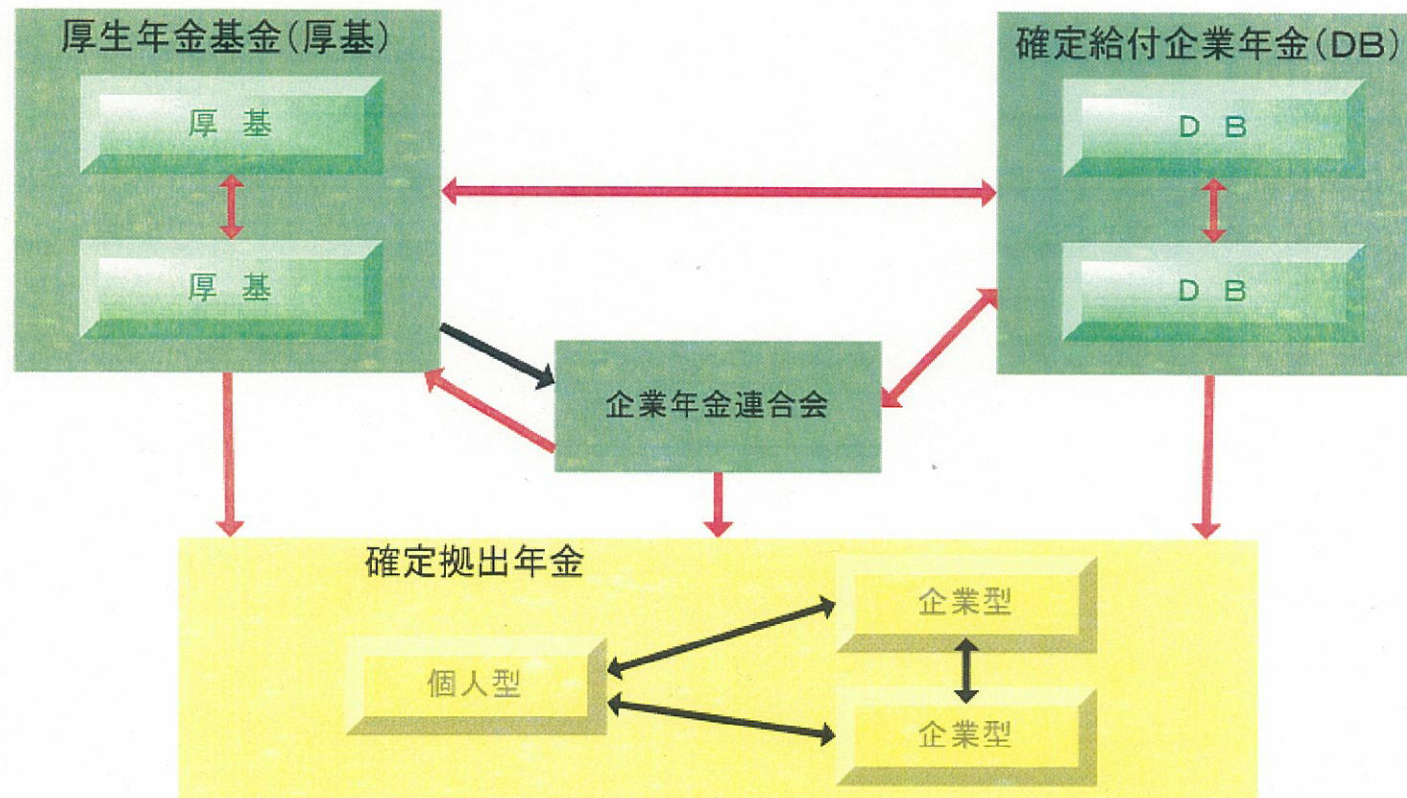


(注1) 確定拠出年金制度に加入できない者であること、資産額が50万円以下又は掛金の通算拠出期間が3年以下であることなどに該当する場合。



(注2) 資産額が1.5万円以下であることなどに該当する場合。

## ■ 確定給付型の年金制度と確定拠出年金間のポータビリティ

- 厚生年金基金又は確定給付企業年金の資格喪失後1年以内かつ確定拠出年金の加入者の資格取得後3か月以内に、脱退一時金相当額を移換する旨の申し出をした場合には、確定拠出年金に脱退一時金相当額を移換することができます。
- 確定拠出年金の加入者の資格取得後3か月以内に、企業年金連合会から年金積立金を移換する旨の申し出をした場合には、確定拠出年金に積立金を移換することができます。



(注)平成17年10月より厚生年金基金、確定給付企業年金の脱退一時金相当額又は企業年金連合会の積立金が確定拠出年金に移換できるようになりました。

 は、従来から認められている資産移換のルート  
 は、平成17年10月から施行された資産移換のルート